

池坊短期大学研究倫理に係る規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大学における学問の自由と社会における学術研究の信頼性、公正性等を高めるため、池坊短期大学（以下「本学」という。）に所属する研究者および本学施設・設備を利用して研究に携わる者が、その研究活動において遵守すべき事項を定め、本学の研究が社会・地域等に果たすべき責任を明示し、あわせて本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

(遵守事項)

第2条 本学の研究者等は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 人文科学系、社会科学系、および自然科学系等の諸課題に挑戦する研究の実施
- (2) 各分野における国際的条約・規範等および国内の法令・指針・規範等の遵守
- (3) 研究対象者に対する生命の尊厳および基本的人権の尊重
- (4) 研究対象者に対する事前の十分な説明と自由意志に基づく同意（インフォームド・コンセント）
- (5) 個人情報保護の徹底
- (6) 故意または基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用等の不正行為の防止
 - ・ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ・ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ・ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
- (7) 公的研究費の適正な使用および管理
- (8) その他研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範や社会通念に照らして研究倫理からの逸脱が甚だしい行為の防止

2 前項第3号および第4号に該当する場合、研究者等は研究実施計画および出版公表原稿等について、事前に学長の承認を得なければならない。

3 研究者等は、第1項を遵守するために、研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。

4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、実験・観察の記録、実験データその他の研究資料等（デジタルデータ含む）を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 研究倫理の管理体制

(管理体制)

第3条 本学における研究倫理の向上および不正行為の防止等のための管理体制は、次の通りとする。

- (1) 学長は本学の最高管理責任者として、公正な研究活動を推進できるようリーダーシップを発揮するものとする。
- (2) 副学長は統括管理責任者として、公正な研究活動を推進できるよう最高管理責任者を補佐するものとする。
- (3) 学科長および総務部長、教務部長は、コンプライアンス推進責任者として部門等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、本学の当該部門に所属する研究者等および職員に対し、研究倫理教育を定期的実施するものとする。

(研究倫理委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、本学に池坊短期大学研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

(審議)

第5条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の研究者等による研究実施計画および出版公表原稿等の審査に関すること。
- (2) 研究の検証に関すること。
- (3) 学長から諮問される研究倫理に関すること。
- (4) 研究倫理についての研修および教育の企画・実施に関すること。
- (5) その他研究上の倫理に関すること。

(構成)

第6条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 各学科長
- (3) 各学科から推薦された教員 各1名
- (4) 短大事務部長
- (5) 教務部長
- (6) 図書館長
- (7) 華道文化研究所長
- (8) 総務部長
- (9) その他学長が必要と認めた者 若干名

(委員長および副委員長)

第7条 倫理委員会に委員長および副委員長を置き、委員の中から学長が委嘱する。

2 委員長は倫理委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(議事)

第8条 倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

2 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。ただし、第11条第3項に定める審査の判定は、出席者全員の合意を要する。

(委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関し必要な事項は、倫理委員会が定める。

第3章 研究の倫理審査

(審査手続き等)

第10条 実施責任者は(当該研究の代表者であり、学生の場合は指導教員をいう。以下同じ。)は、研究倫理審査申請書(別紙様式1。以下「申請書」という。)を学長に提出するものとする。

2 学長は、申請書を受理したときは、倫理委員会に審査を諮問するものとする。ただし、第14条に定める場合においては、この限りではない。

3 倫理委員会は、第3条第1項各号に掲げる事項に留意して審査し、判定を行うものとする。

4 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

5 倫理委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、当該研究について説明を受けまたは意見を聴取することができる。

6 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。

7 委員長は、審査の結果について、答申書(別紙様式2)により、速やかに学長に答申するものとする。

8 学長は、前項の答申に基づき、通知書(別紙様式3)により、実施責任者に通知するものとする。

(再審査)

第11条 学長は、倫理委員会の答申書に疑義が生じたときは、倫理委員会に再審査を諮問することができる。

2 実施責任者は、通知書の内容に異議あるときは、学長に再審査を求めることができる。

3 学長は、前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、倫理委員会に再審査を諮問するものとする。

(研究計画の変更)

第12条 実施責任者は、研究計画等を変更しようとするときは、研究実施計画等

の変更申請書（別紙様式4）を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、委員長と協議の上、必要があると認めるときは、倫理委員会に審査を諮問するものとする。

（審査の特例）

第13条 学長は、当該審査が緊急を要し、かつ審査事例に基づいて審査結果を明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、倫理委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後速やかに、倫理委員会に報告するものとする。

（研究の検証）

第14条 倫理委員会は、実施責任者から当該研究について報告を求め、調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行わなければならない。

（相談員）

第15条 倫理委員会は、研究に関して、不当または不公正な扱いを受けた研究者からの苦情、相談等に対応するために、教務部に相談窓口を置く。

第4章 通報の受付

（通報・相談の受付窓口）

第16条 研究活動上の不正行為に関する通報または相談への対応を行うために、総務部に窓口を置く。

（通報の受付体制）

第17条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する学内外の全ての者は、書面、ファックス、電子メール、電話または面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

- 2 通報は、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者や研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の内容等が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されていなければならない。

- 3 匿名による通報は、委員長と協議の上、必要と認める場合には受け付けることができる。

- 4 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに学長および委員長に報告するものとする。その後学長は、当該通報に関係する部門の責任者等にその内容を通知するものとする。

- 5 通報窓口は、当該通報が受け付けられたかどうかを通報者が知り得ない場合には、匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

- 6 報道機関、学会、インターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究者や研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の内容等が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されている場合）は、委員長はこれを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

（通報の相談）

第18条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手

続きについて疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談で、通報窓口がその内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思を確認する。
- 3 相談の内容が研究活動上の不正行為に関係するときは、通報窓口は学長および委員長に報告する。委員長はその内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口の職員の義務)

第19条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者の秘密の遵守および保護を徹底し、その内容を他の者が見聞できない措置を講ずるなど適切な方法で対応しなければならない。

第5章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第20条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、また関係者でなくなった後も同様とする。

- 2 学長および委員長は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者および被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、秘密保護を徹底しなければならない。
- 3 学長または委員長は、通報内容が学外に漏洩した場合は、通報者および被通報者の了解を得て公に説明することができる。ただし、通報者または被通報者の責に帰すべき事由で漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長、委員長またはその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者および関係者に連絡するときは、人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(通報者・被通報者の保護)

第21条 各部門の責任者は、通報を理由として、通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、相当な理由なく通報のみをもって、通報者または被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、相当な理由なく通報者または被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学内諸規程に従って、その者に処分を課すことができる。
- 4 学長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対して不利益な措置等を行ってはならない。また同様に、学長は、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第22条 学内外の全ての者は、被通報者を陥れその研究を妨害するため等、被通報者や所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報（以下「悪意に基づく通報」という）を行ってはならない。

- 2 学長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公

表、懲戒処分、刑事通報その他必要な措置を講じることができる。

- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その措置の内容等を通知するものとする。

第6章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第23条** 第17条に基づく通報があった場合または学長がその他の理由により必要を認めた場合、学長は、副学長を責任者、各学科長および学長が必要と認める者を構成員として予備調査を実施するものとする。
- 2 予備調査責任者は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。すでに取り下げられた論文等についても、調査すべきものか否か精査し、判断するものとする。
 - 3 予備調査責任者は、指示を受けた日から起算して30日以内に、調査結果を学長に報告するものとする。
 - 4 予備調査責任者は、対象者に対して必要な関係書類、研究ノート、実験資料等の保全や提出を求め、関係者のヒアリングを行うことができる。
 - 5 学長は、予備調査結果を踏まえ、本調査を行うか否かを直ちに決定する。
 - 6 学長は、本調査を実施することを決定したときは、通報者および被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
 - 7 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知するものとする。この場合には、資金配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存する。
 - 8 学長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。
 - 9 学長は、通報等の内容の重大性を直ちに鑑みる必要がある判断した場合は、予備調査を経ずに調査委員会を設置して本調査を開始することができる。

(調査委員会の設置)

- 第24条** 学長は、本調査を実施することを決定したときは、調査委員会を設置する。ただし、通報者および被通報者等と利害関係のある者を除く。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員の過半数は学外有識者でなければならない。
 - (1) 副学長
 - (2) 学長が指名する学科長
 - (3) 総務部長
 - (4) 学長が指名する学外有識者
 - (5) その他学長が必要と認めた者 若干名
 - 3 調査委員会に委員長を置き、委員の中から学長が委嘱する。

(本調査の通知)

- 第25条** 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名および所属を通報者および被通報者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた通報者または被通報者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 学長は、異議申立ての内容が妥当であると判断したときは、調査委員会委員を交代させるとともにその旨を通報者および被通報者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第26条 調査委員会は、本調査実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、通報者および被通報者に本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

3 調査委員会は、通報で指摘された研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査、再実験等の要請、各種伝票や申込書等の会計関係書類の精査および関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。

4 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動の証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとる。ただし、その措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

5 調査委員会は、被通報者に対し弁明の機会を与えなければならない。

6 通報者、被通報者およびその他関係者は、調査が円滑に実施できるよう調査委員会の本調査に積極的に協力しなければならない。

7 調査委員会の判断により、本調査の対象は被通報者の他の研究を含めることができる。

8 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究や情報等が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分に配慮しなければならない。

(本調査の中間報告)

第27条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、通報された研究活動に係る資金配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第28条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された研究活動の疑惑を否認する場合には、自己の責任において、科学的根拠を示した当該研究活動の方法や手続き並びに論文等の適正性、客観的証拠を示した研究費の使用用途や手続きの適正性について説明しなければならない。

第7章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第29条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に、調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定するものとする。ただし、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われたと認定される場合において、その内容と悪質性、不正行為に関与した者とその度合、当該研究に係る論文等および当該研究における役割、当該研究資金の不正使用の内容、その他必要な事項を認定する。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行う。ただし、認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、本調査による不正行為等の認定が終了したときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第30条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明およびその他の証拠によって、不正行為の疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。

(調査結果の通知および報告)

第31条 学長は、調査結果を通報者、被通報者および被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与した者に、速やかに通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。
- 3 学長は、悪意に基づく通報との認定があった場合に、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第32条 調査結果の通知を受けた通報者、被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、期間内であっても、同一理由で不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代や追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 3 調査委員会は、再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきであると決定した場合には、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。不服申立てが研究活動の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを目的とすると調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 4 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を決定した場合には、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するもの

とする。

- 5 学長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に通知する。また、研究活動に係る資金配分機関および関係省庁にも通知するものとする。不服申立ての却下または再調査の決定をしたときも同様とする。

(再調査の実施)

第33条 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を決定した場合には、不服申立人に、先の調査結果を覆すと思料する資料を提出し、速やかな解決に向けて再調査に協力することを求める。

- 2 前項に定める不服申立人の協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人にその決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告する。ただし、50日以内に決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得る。

- 4 学長は、第2項または第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者および被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与した者に通知するものとする。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、研究活動に係る資金配分機関および関係省庁にも報告する。

(調査結果の公表)

第34条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。
- 3 前項にかかわらず、研究活動上の不正行為が行われたと認定された論文等が、通報の前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意や基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意または基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法等を含む。
- 5 学長は、悪意に基づく通報が行われたと認定された場合には、通報者の氏名・

所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法等を公表する。

第8章 措置および処分

(本調査中における一時的措置)

第35条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 学長は、資金配分機関から被通報者の該当研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じなければならない。

(研究費の使用中止)

第36条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第37条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告する。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第38条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

また、証拠保全の措置は、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第39条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令および学校法人池坊学園就業規則、学校法人池坊学園有期雇用教職員就業規則、学校法人池坊学園教職員懲戒規程に従って処分を課すものとする。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して処分内容等を通知する。

(是正措置等)

第40条 調査委員会は、研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合には、学長に対して速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措

置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告する。

- 2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する部門の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体に是正措置等をとるものとする。
- 3 学長は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに関係省庁に対して報告するものとする。

第9章 雑則

（事務）

第41条 本規程に関する事務は、関係部門の協力を得て、総務部および教務部が行う。

（その他）

第42条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の倫理について必要な事項は、学長が別に定める。

（改廃）

第43条 この規程の改廃は、教授会の審議・意見を得て学長が提案し、理事会で決定する。

附 則

- 1 本規程は、2017年4月1日に遡及して施行する。
- 2 本規程の制定に伴い、「池坊短期大学研究倫理規程」は廃止とする。
- 3 本規程は、2019年4月1日に遡及して施行する。